

新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するまでの流れ

- ① マイナンバーカードの有効期間満了日までの期間が3か月未満となる
- ② マイナンバーカードの券面の追記欄が満欄となる

現在マイナ免許証を保有している方

現在マイナ免許証を保有していない方

マイナンバーカード更新後に
マイナー体化手続きをしてください。

個人番号カードオンライン申請サイト
においてマイナンバーカードの更新申請

市町村の窓口、郵送等、
個人番号カードオンライン申請サイト以外
においてマイナンバーカードの更新申請

マイナ免許証継続利用手続を利用する

マイナ免許証継続利用手続を利用しない

市町村から
交付通知書
を受取



市町村から
交付通知書
を受取



交付通知書に「記録：有」

交付通知書に「記録：無」

交付通知書に記録結果の記載なし

【転送不要】
免許情報 記録：有 マイナンバーカードに免許情報又は運転経歴情報を記録しました。
あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
表面に記載の必要書類を持参の上、来庁してください。

【転送不要】
免許情報 記録：無 免許がない方は車での来場をお控えください。再度免許情報を記録する際
運転経歴情報は警察での手続きが必要です。詳細は免許センターに問い合わせてください。
あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
表面に記載の必要書類を持参の上、来庁してください。

【転送不要】
あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
表面に記載の必要書類を持参の上、来庁してください。

- 警察に署名用電子証明書を提出していない場合
- 免許が停止、取消し又は失効している場合
- 住所や氏名に署名用電子証明書で使えない文字が含まれている場合
- 交付申請時に入力した免許情報記録番号に誤りがあった場合

市町村の窓口で免許情報が記録された新たなマイナンバーカードの受取

市町村の窓口で免許情報が記録されていない新たなマイナンバーカードの受取

※マイナ免許証のみを保有する方で新たなマイナンバーカードに免許情報が記録されていない場合、市町村への受け取りに自動車等を運転して来場することはお控えください。

新たなマイナンバーカードに正確な免許情報が記録されていることを確認
（「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取り）

免許情報が記録されていない新たなマイナンバーカードのみを携帯して自動車等を運転することはできません。

交付通知書を持参し、運転免許センター等で新たなマイナンバーカードに免許情報を記録

マイナ免許証としての利用が可能となります。